

島根県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和4年6月

島 根 県

目次

第1 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の進捗管理と見直し	2
5	他の計画との整合	2

第2 島根県の現状と課題

1	施設の状況	3
2	依存症者の状況	4
3	相談支援の状況	5
4	課題	7

第3 基本的な考え方

1	基本理念	8
2	取り組みの基本方針	8

第4 具体的な取り組み

1	予防と普及啓発	9
2	進行防止	10
3	回復支援	11
4	基盤整備	11

第1 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

競馬などの公営競技やぱちんこ等は、多くの人が健全に楽しんでいる一方、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせる場合があります。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず必要な支援や治療を受けられていない現状があることから、社会全体で関心と理解を深め、その予防を図る必要があります。

国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、平成31年には「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定されたところです。

このたび、島根県においても、「島根県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、ギャンブル等依存症患者等に対する支援の充実を図り、安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

この県計画は、基本法第13条に基づき策定するよう努めることとなっている都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画とします。

（参考）ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

（参考2）本計画におけるギャンブル等の定義

ギャンブル等依存症対策基本法第二条（公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）に基づき、公営競技（競馬、競輪、モーターボート）及びぱちんこを対象とする。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度の3年間とします。

4 計画の進捗管理と見直し

島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において計画の進捗状況の把握と適切な進行管理に努め、必要に応じて見直しを行います。

5 他の計画との整合

この計画は、島根県保健医療計画（H30年4月策定）及び島根県アルコール健康障がい対策推進計画（H30年3月策定）との整合を図ります。

第2 島根県の現状と課題

1 施設の状況

(1) 各施設の数

県内に設置されているギャンブル等の施設数（令和4年2月末時点）は、次のとおりです。

「競馬」、「競輪」、「モーターボート」は場外発売所で、「オートレース」はありません。

「ぱちんこ」は県内各地に61の遊技場があります。

種別	競馬	競輪	モーターボート	ぱちんこ
場外発売所	2	1	1	—
遊技場	—	—	—	61

出典 各事業者のホームページより

(2) 各施設におけるギャンブル等依存症対策の取り組み

各事業者が自ら行っている依存症対策は、次のとおりです。

	競馬	競輪	モーターボート	ぱちんこ
入場制限	○	○	○	○
アクセス制限※	○	×	○	—
年齢確認	○	○	○	○
相談対応	○	○	○	○

出典 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局「ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和3年度（上半期）までの進捗状況及び評価について」

※インターネット投票

2 依存症者の状況

(1) ギャンブル等依存症経験者の推計

過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者 2.2 % ※1

	推計人口
島根県	9.5 千人 (8.2 千人～ 10.8 千人)
全国	1,906 千人 (1,646 千人～2,166 千人) ※2

出典 松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海; 令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年

※1 全体割合 (95%信頼区間: 1.9%~2.5%)

※2 e-Stat (政府統計の総合窓口) 2019年10月1日現在の人口 (20歳~74歳) から算出。

(2) ギャンブル等依存症の治療に関する状況

- ・ 全国及び県内の精神科外来患者数の状況 (人口10万人あたり)

	H28	H29	H30	R1
島根県	0-9	非公表	12	20
全国	1,821	2,246	2,839	3,527

出典 「持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究」研究班によるNDB分析結果

- ・ 県内の治療拠点及び専門医療機関 (※) の設置状況

治療拠点機関 (※2)	松ヶ丘病院
専門医療機関	松江青葉病院 こなんホスピタル 松ヶ丘病院

※ 専門医療機関とは、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている医療機関として、県が選定した機関を指す

※2 治療拠点機関とは、専門医療機関の中から、治療拠点として県が選定した機関であり、専門医療機関としての機能の他に、活動実績の取りまとめや依存症に関する取組の情報発信、依存症研修の実施なども行う

3 相談支援の状況

(1) 島根県消費者センターでの消費生活相談件数

	H28	H29	H30	R1	R2
消費生活相談件数	3,204	3,923	3,428	3,003	3,298
多重債務に係る件数※	62	66	64	43	32

※多重債務に係る件数の中にはギャンブルに関連した内容もある。

(2) 精神保健福祉センターにおけるギャンブルに関する相談延べ件数

	H28	H29	H30	R1	R2
島根県（心と体の相談センター）	159	104	112	109	95
全国	2,689	3,370	5,520	5,987	6,413

出典 衛生行政報告例（対面相談のみ、電話や電子メールによる相談を含めない）

(3) 専門支援プログラム SAT-G の実施状況

	H28	H29	H30	R1	R2
心と体の相談センター 集団プログラム受講実人数	7	32	26	33	29

【SAT-G とは】

島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder）の略称で、島根県立心と体の相談センターにおいて開発し、平成27年11月に運用を開始したギャンブル等依存症の回復支援プログラムです。

令和4年1月時点で、全国69ヶ所ある精神保健福祉センターの内61ヶ所（88%）で本プログラムが活用されています。¹⁾

1) 島根県立心と体の相談センター：令和3年度 SAT-G 活用状況に関する調査、2022年1月

【SAT-G の特徴と島根県立心と体の相談センターの取り組み】

①SAT-G の特徴

- ・ギャンブル等依存症に特化した認知行動療法プログラムです。
- ・SMARPP（せりがや病院外来覚せい剤依存再発防止プログラム）を参考にしたプログラムで、ワークブックを用いて、全5回のセッションを、月1回実施する構造化されたプログラムです。
- ・プログラムの進め方は、対象者と支援者でワークブックを読み合わせながら進めていくシンプルな方法です。
- ・更に支援者にはマニュアルテキストも準備されていることから、依存症支援に経験の浅い支援者でも実施しやすいプログラムとなっています。
- ・平成 29 年度には、ギャンブルへの依存の背景に統合失調症や知的障がい、発達障がいなどの障がい重複した方への支援プログラムとして、SAT-G を簡略化した「SAT-G ライト」も開発し活用しています。



図1 SAT-G の概要

②センターでの SAT-G の取組状況

- ・SAT-G を毎月1回集団プログラムとして開催しています。
- ・SAT-G ライトは、地域関係機関と連携しながら個別の相談支援の中で活用しています。
- ・SAT-G 開発以降、令和4年2月末時点で152名（内訳：SAT-G 136名、SAT-G ライト16名）がプログラムを利用されています。
- ・センターでは、当事者支援に留まらず、平成28年度からSAT-G やSAT-G ライトの使い方研修を開催し、支援技術の普及を通して、地域の支援体制強化の取り組みにも力を入れています。

(4) 自助グループの状況

当事者	GA 益田グループ GA 松江
家族	ギヤマノン松江 ギヤマノン出雲 さくらの会 NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会（島根）

【G A 益田 活動紹介】

ギャンブル障害（ギャンブル依存症）という言葉をご存じでしょうか？

ギャンブルが原因で家庭・仕事・借金などで大きな問題を抱えているのに、どうしてもギャンブルをやめることのできない、これは意志の問題ではなくギャンブル障害（ギャンブル依存症）という病気なのです。

わたしたち G A 益田は「ギャンブル障害」から回復するための自助グループです。

毎月第1、第3、第5月曜日に仲間（本人、家族、ギャンブルをやめたいと思っている方）が集い、ミーティングを通して過去の自分を見つめ、新しい人生を踏み出すために回復の道を歩んでいます。

回復の中で仲間たちと出会い、分かち合える居場所を築いています。

4 課題

依存症とは、特定の物質や行為・過程に対して、やめたくても、やめられない状態になることであり、ギャンブル等依存症は、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」です。

また、「否認の病気」とも言われており、本人が病気と認識することは困難とされていることから、潜在患者を把握することも難しい状況です。

こういった背景と島根県の現状から考える課題は以下のとおりです。

- ・ギャンブル等依存が病気であることが認知されていない
- ・治療（医療）や相談につながっている事例が少ない
- ・専門的な対応（相談や治療）ができる機関が限られている

第3 基本的な考え方

1 基本理念

基本法第3条の基本理念に基づき、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を行います。

また、ギャンブル等依存症対策を実施するにあたっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自死、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決を促すよう、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるための必要な配慮を行います。

※計画中に記載のある「自死」という言葉について

島根県では、「自殺」という言葉は遺族に配慮して「自死」と言い換えて使用しています。

2 取り組みの基本方針

(1) 予防と普及啓発

学校・地域・職場など各分野における啓発を実施し、ギャンブル等依存症に関する県民各層の正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

(2) 進行防止

ギャンブル等に関わる事業者及び社会生活問題に関わる関係機関等がギャンブル等依存症への早期発見とそれぞれの機能に応じた支援の促進を図ります。

(3) 回復支援

ギャンブル等依存症の再発防止等に向けた専門的治療や支援の充実を図り、ギャンブル等依存症の当事者や家族の支援の促進を図ります。

(4) 基盤整備

ギャンブル等依存症に関わる関係機関の切れ目のない連携協力体制の構築を図ります。

第4 具体的な取り組み

1 予防と普及啓発

(1) 正しい知識と理解促進のための普及啓発

ギャンブル等依存症は自分の意思ではギャンブル等をやめることが困難な状態であり、誰にでもなる可能性があるということ、適切な相談や治療に繋がれば回復可能な病気であることなどについて、学校・職域・地域などを対象とした啓発活動を行います。

リーフレットの配布・配架【 学校、消費者C、関係事業者 】

ホームページなど相談先の周知【 消費者C、産業保健C、相談拠点 】

専門相談窓口の紹介【 関係事業者、産業保健センター 】

(2) 不適切なギャンブル等の誘因防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、のめり込まない環境整備が重要であることから、誘因防止につながる取り組みを行います。

射幸心をあおらない広告・宣伝の推進【 関係事業者 】

過剰な広告や宣伝についての注意・指導【 警察 】

(3) 依存症医療研修の実施

早期に適切な治療と支援を受けることができるよう、人材育成や治療及び支援に関する技術の向上等を目的とした研修を開催します。

一般科を含む医療機関を対象とした依存症研修を実施【 拠点医療機関 】

2 進行防止

(1) 関係事業者による早期発見と支援

ギャンブル等事業者が、依存状態にあると見受けられる利用者を発見した場合は、依存症対策の事業者相談窓口や専門相談窓口、専門医療機関などを紹介し、利用を勧めます。

【 関係事業者 】

(2) 社会生活に関係する機関による早期発見と支援

社会生活に関係する各相談機関等において、依存状態にあると見受けられる相談者等を発見した場合は、専門相談窓口や専門医療機関などを紹介し、利用を勧めるとともに、必要に応じてそれぞれの機能に応じた支援を行います。

消費者センター、産業保健センター、福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、地域包括支援センター、かかりつけ医等の一般医療機関、保健所、児童相談所、女性相談センター、警察、保護観察所 等

(3) 専門相談

ギャンブル等依存症に関する専門相談や専門支援プログラム（SAT-G）を実施し、ギャンブル等依存症からの回復に向けた支援を行います。

【 相談拠点 】

3 回復支援

(1) 専門医療

ギャンブル等依存症の専門性を有する医師及び医療職を配置する専門医療機関において、依存症の治療を行うとともに、関係機関と連携を図り、患者の地域生活を支援します。

【 専門医療機関 】

(2) 専門相談

ギャンブル等依存症に関する専門相談や専門支援プログラム（SAT-G）を実施し、ギャンブル等依存症からの回復に向けた支援を行います。

【 相談拠点 】

(3) 自助グループ

ギャンブル等依存症の自助グループ及び民間団体と連携し、依存症者への相談支援や社会復帰において必要な支援を行います。

【 自助グループ 】

4 基盤整備

(1) 推進体制

県計画の策定にあたっては、ギャンブル等依存症に関連する様々な意見を聴くため、「島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

県計画の推進にあたっては、協議会の意見を聴くとともに、必要に応じて、行政機関、医療機関、関係事業者や自助グループ等、様々な関係者との協議を行います。

(2) 人材育成

「2 進行防止」及び「3 回復支援」に係る機関を対象とした、ギャンブル等依存症に関する研修会を開催し、人材の育成を図ります。

【参考】

島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱

【設置】

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、関係機関・団体が連携し、総合的なギャンブル等依存症対策を推進することを目的として、島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

【所掌事務】

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) ギャンブル等依存症対策の推進に向けた総合的な施策等の検討
- (2) ギャンブル等依存症対策に関する事業の計画及び実績の評価
- (3) その他ギャンブル等依存症対策の推進に必要な事項

【組織】

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体等で構成する。

- 2 協議会の委員は、各機関・団体等から推薦された者とする。
- 3 委員の定数は、20名以内とする。

【会長及び副会長】

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

【委員の任期】

第5条 委員の任期は3年とする。

- 2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任はこれを妨げない。

【会議】

第6条 協議会は会長が招集する。

- 2 会長は、第2条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者を協議会に出席させることができる。

【庶務】

第7条 協議会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

【補則】

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長及び副会長が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

島根県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

領 域	機関・団体等の名称	委 員
学識経験者	島根大学人間科学部	足立 孝子
司法	島根県弁護士会	松村 健太郎
司法	島根県司法書士会	田原 良隆
福祉	島根県精神保健福祉士会	小川 諒
当事者・家族	GA益田	イワミ
当事者・家族	ギャマノン松江	カク
関係団体	ポートピア松江	松本 明代
関係団体	サテライト山陰	山本 義樹
関係団体	島根県遊技業協同組合	早水 賢三
依存症専門機関	社会医療法人正光会松ヶ丘病院	長沼 清
依存症専門機関	島根県立心と体の相談センター	小原 圭司
行政機関	松江保護観察所	岸 雅人
行政機関	島根県消費とくらしの安全室 (島根県消費者センター)	田邊 和佳子 (~R4.3.31) 石田 強 (R4.4.1~)